

改正案

現行

<p>目次 第一章～第四章の三（略） 第五章 証券取引所（第十九条―第十九条の三の九） 第五章の二～第九章（略） 附則</p> <p>（合同会社の社員権その他これに類するもの） 第一条の三の四 法第二項第六号に規定する合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一 その社員のすべてが次のいずれかに該当する合名会社の社員権 イ 株式会社 ロ 合同会社 二 その無限責任社員のすべてが次のいずれかに該当する合資会社の社員権 イ 株式会社 ロ 合同会社</p> <p>（勧誘の相手方が多数である場合） 第一条の四（略）</p> <p>2（略） 3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十五条の三、第二十七条の四第五号及び第三十三号の二第五号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行</p>	<p>目次 第一章～第四章の三（略） 第五章 証券取引所（第十九条―第十九条の三） 第五章の二～第九章（略） 附則</p> <p>（新設） 第一条の四（略）</p> <p>2（略） 3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。</p>
---	--

う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

- 一 当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合 勧誘の相手方である当該会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人
- 二 当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合 勧誘の相手方である次に掲げる者
- イ 当該会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役
- ロ (略)

(適格機関投資家向け勧誘に該当する場合)

第一条の五 法第二條第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 株券(優先出資法に規定する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。)、資産流動化法に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券(以下「投資証券等」という。)を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。))若しくは新株予約権証券(法第二條第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。))又は法第二條第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。)) 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、

若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。))の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(当該発行者が株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。))若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五條第一項(第二号に係る部分に限る。))の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を發行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限り、を既に發行している者でないこと。

一 当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合 勧誘の相手方である当該会社等の取締役、執行役、監査役又は使用人

- 二 当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合 勧誘の相手方である次に掲げる者
- イ 当該会社等の取締役、執行役又は監査役
- ロ (略)

(適格機関投資家向け勧誘に該当する場合)

第一条の五 法第二條第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 株券(優先出資法に規定する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。))、資産流動化法に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。))並びに投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券(以下「投資証券等」という。)を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。))、新株予約権証券(優先出資法に規定する優先出資引受権証券を含む。以下この号、第一条の七、第三条の二の三及び第十七条の三において同じ。))若しくは新株予約権証券(法第二條第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。))又は法第二條第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。)) 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券、当該新株引受権証券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使

により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券(以下この号において「当該株券等」という。))の発行者が法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))のいずれかに該当する株券又は外国出資証券(当該発行者が株式(優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。))若しくは出資に係る利益(剰余金を含む。以下この号及び第一条の七において同じ。))若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を發行している場合には、当該株券等と同種の

ロ (略)

二・三 (略)

(少数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でない場合

二・三 (略)

(上場有価証券に準ずる有価証券等)

第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ (略)

二・三 (略)

(少数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券、新株引受権証券若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 当該株券、当該新株引受権証券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式若しくは出資に係る利益若しくは利息の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う株式若しくは出資の消却又は優先出資法に規定する普通出資の増加によつて得た資金をもつて行う優先出資法に規定する優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でない場合

二・三 (略)

(上場有価証券に準ずる有価証券等)

第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第四項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第四項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

(法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの)
第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものと
する。

一 (略)

二 資産流動化法に規定する特定短期社債

三 (略)

(少数数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘)

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の取得の申込みの勧誘(法第二十三条の十三第三項に規定する取得の申込みの勧誘に限る。)とする。

一 株券、新株予約権証券又は新優先出資引受権証券

二・三 (略)

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式(第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。))に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。とする。

一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二・四 (略)

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

(法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの)
第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものと
する。

一 (略)

二 資産流動化法に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)に規定する特定短期社債を含む。次条において同じ。)

三 (略)

(少数数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘)

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の取得の申込みの勧誘(法第二十三条の十三第三項に規定する取得の申込みの勧誘に限る。)とする。

一 株券、新株引受権証券、新株予約権証券又は新優先出資引受権証券

二・三 (略)

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券(商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式(第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。))に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。とする。

一 株券、新株引受権証券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二・四 (略)

2 (略)

(公開買付けの適用除外となる買付け等)

第七条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

- 一 (略)
- 二 株式の割当てを受ける権利を有する者が当該権利を行使することにより行う株券等の買付け等

三・四 (略)

3・4 (略)

- 5 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）
- 二 (略)

- 六 事業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七 (略)

(特別の関係)

- 第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

- 二 その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

2 (略)

- 一 (略)
- 二 新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三・四 (略)

3・4 (略)

- 5 法第二十七条の二第一項第六号に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

- 一 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第六号に規定する特別関係者をいう。）が合わせて他の発行者の総議決権（商法第二百一十一条第二四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。）の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。）を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等（著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの（以下この項において「特定買付け等」という。）に限る。）

二 (略)

- 六 営業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等

七 (略)

(特別の関係)

- 第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

- 二 その者（その者の親族を含む。）が法人等に対して当該法人等の総株主の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者）をいう。以下この条において同じ。）

2 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）。

イ〜ヘ (略)

ト 資本金の額の減少

チ 事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け、休止若しくは廃止

リ〜ヲ (略)

二 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行った日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ〜ヌ (略)

三 (略)

2 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと。

五 当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六 (略)

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）。

イ〜ヘ (略)

ト 資本の減少

チ 営業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止

リ〜ヲ (略)

二 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行った日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ 営業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと。

ロ 免許の取消し、営業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分がなされたこと。

ハ 当該対象者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

ニ〜ヌ (略)

三 (略)

2 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定める重要な事情の変更は、次に掲げる事項とする。

一〜三 (略)

四 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は整理開始の命令を受けたこと。

五 当該公開買付者及びその特別関係者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告がなされたこと。

六 (略)

(公開買付けの適用範囲)

第十四条の三の二 (略)

2 法第二十七条の二十二の二第一項第二号に規定する多数の者が買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）に関する事項（法第二十七条の二十二の二第一項第二号に掲げるものに限る。）を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等として政令で定めるものは、当該買付け等に関する事項を新聞若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いることにより多数の者に知らせて行う買付け等とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 会社法第百十六條第一項、第四百六十九條第一項、第七百八十五條第一項、第七百九十七條第一項若しくは第八百六條第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づき株式等に係る買付け等をする場合
- 二 略

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- 二・三 略

2 略

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 略

三 略

三 外国法人の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

2 法第二十七条の二十二の二第一項第二号及び第三号に規定する多数の者が買付け等（法第二十四条の六第二項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）に関する事項（法第二十七条の二十二の二第一項第二号に掲げるものに限る。）を知り得る状態に置かれる方法により行われる買付け等として政令で定めるものは、当該買付け等に関する事項を新聞若しくは雑誌に掲載し、又は文書、放送、映画その他の方法を用いることにより多数の者に知らせて行う買付け等とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 商法第百四十五條ノ二第一項、第三百四十九條第一項若しくは第四百八條ノ三第一項若しくは有限会社法（昭和十三年法律第七十四號）第六十四條ノ二第一項の規定による株式の買取りの請求又は法令上の義務に基づく買付け等をする場合
- 二 略

（株券関連有価証券の範囲）

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券、新株引受権証券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- 二・三 略

2 略

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 新株引受権証券（新株引受権として議決権のない株式のみを引き受ける権利のみを付与されているものを除く。）

三 略

四 外国法人の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(証券会社の最低資本の額)
第十五条 (略)

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の四 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。)の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該法人等の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。次項において同じ。)、監査役又は執行役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この項及び次項第一号二において同じ。)及び主要株主(総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。)

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該証券会社の役員(取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。次号において同じ。)及び主要株主

ハ・ニ (略)

二 (略)

3 (略)

(証券会社の最低資本の額)
第十五条 (略)

(証券会社と密接な関係を有する者)

第十五条の四 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権(法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。)の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該法人等の役員(取締役、執行役又は監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この項及び次項第一号二において同じ。)及び主要株主(総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。)

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等(内閣府令で定める要件に該当する者を除く。)及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ 当該証券会社の役員(取締役、執行役又は監査役をいう。次号において同じ。)及び主要株主

ハ・ニ (略)

二 (略)

3 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明事項)
 第十六条の三 (略)

2 法第五十条に規定する政令で定める期間は、毎事業年度終了の日以後三月間(当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算についての総会が招集された場合には、当該総会の日から二週間を経過した日までの間)とする。

(証券会社が電子公告により証券業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十六条の三の二 法第五十五条第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二十三条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)によりする場合について、法第五十五条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項(各号を除く。)	前二項 これらの	第一項 同項の

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三 法第六十五条第二項第四号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券(当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。

一 株券(優先出資証券を含む。)、新株予約権証券、新株予約権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二・三 (略)

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替え

(業務及び財産の状況に関する説明事項)
 第十六条の三 (略)

2 法第五十条に規定する政令で定める期間は、毎営業年度終了の日以後三月間(当該期間の末日以前二週間内に当該営業年度の決算についての総会が招集された場合には、当該総会の日から二週間を経過した日までの間)とする。

(新設)

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十七条の三 法第六十五条第二項第四号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券(当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。

一 株券(優先出資証券を含む。)、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二・三 (略)

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替え

(略)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

(密接な関係を有する者)

第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 証券仲介業者の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。) 又は使用人
- 三・四 (略)

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一〜四 (略)
- 五 補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等(社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)の誤記載等(同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。)によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等(同条に規定する破産直近上位機関等をいう。)に対して有する債権を有している振替機関等(当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。)
- 六 (略)

(株式会社証券取引所の最低資本金の額)

第十九条 (略)

(証券会社制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の二の二 法第八十九条の十一に規定する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	毎營業年度	毎營業年度又は毎事業年度
(略)	(略)	(略)

(密接な関係を有する者)

第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 証券仲介業者の役員(取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。) 又は使用人
- 三・四 (略)

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八条の十一 法第七十九条の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一〜四 (略)
- 五 補償対象債権に係る顧客資産のうちに、振替機関等(社債等の振替に関する法律第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)の誤記載等(同法第五十八条に規定する誤記載等をいう。)によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、整理手続、特別清算手続又は外国倒産処理手続が開始されたときにおいて現に破産直近上位機関等(同条に規定する破産直近上位機関等をいう。)に対して有する債権を有している振替機関等(当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。)
- 六 (略)

(株式会社証券取引所の最低資本の額)

第十九条 (略)

(新設)

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条	営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	主たる事務所
	係る営業所	係る主たる事務所

（証券会社員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の三 法第百条の七第一項に規定する証券会社員制法人の解散及び清算について、同項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号	第六百四十四条（第三号を除く。）

（会員証券取引所が組織変更後株式会社証券取引所の株式又は金銭の割当てを受ける場合に於いて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の四 法第百一条の六第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合に於いて、同条第二項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条第二項	法務省令	内閣府令

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条の二の五 組織変更時発行株式（法第百一条の九に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けの申込みをする者（次項において「申込者」という。）は、法第百一条の十第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、会員証券取引所に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の

（新設）

（新設）

（新設）

情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た申込者は、会員証券取引所から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、会員証券取引所に対し、法第百一条の十第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、会員証券取引所が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により株主及び新株予約権者に対する通知に代えて公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の二 法第百三十九条の十第二項の規定による公告を電子公告によりする場合について、同条第三項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十四条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
これらの	これらの	同項の

（新設）

（吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により吸収合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の三 法第百三十九条の十二第二項の規定による公告を電子公告によりする場合について、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十四条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
これらの	これらの	同項の

（新設）

〔新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株主及び登録株式質権者等に対する通知に代えて公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え〕

第十九条の三の四 法第百三十九条の十六第二項の規定による公告を電子公告によりする場合について、同条第三項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
一	これらの	同項の

〔新設合併消滅株式会社証券取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え〕

第十九条の三の五 法第百三十九条の十七第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百六条第五項	第三項	証券取引法第百三十九条の十六第一項
第八百七条第一項	前項	同条第二項
	新設合併をする場合における新設合併設立会社 、 新設合併設立会社	新設合併設立株式会社証券取引所 、 新設合併設立株式会社証券取引所

〔新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権の新株予約権者の新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え〕

第十九条の三の六 法第百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

（新設）

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五項	第三項	証券取引法第三百三十九条の十六第一項
前項	同条第二項	
第八百九条第一項	新設合併をする場合における新設合併設立会社	新設合併設立株式会社証券取引所
	新設合併設立会社	新設合併設立株式会社証券取引所

(新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により新設合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の七 法第三百三十九条の十九において準用する法第三百三十九条の十二第二項の規定による公告を電子公告によりする場合について、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項(各号を除く。)	前二項	第一項
	これらの	同項の

(新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株券を提出することができない場合に公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の八 法第四百四十四条第一項において準用する会社法第二百十九条第一項若しくは第二百九十三条第一項又は同法第二百二十条第一項(法第四百四十四条第一項において準用する会社法第二百九十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告を電子公告によりする場合について、法第四百四十四条二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(新設)

(新設)

第九百四十条第三項（各号を除く。）	前二項 これらの	第一項 同項の
-------------------	-------------	------------

（合併による証券取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の三の九 法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	証券取引法第百三十九条の四第四項において準用する同法第百一条の四第二項
第八十条第四号	同条第三項	同法第百三十九条の四第五項
第八十条第八号	会社法第四百四十五条第五項 会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十九条第二項において準用する場合を含む。）	証券取引法第百四十三条第二項 証券取引法第百三十九条の三第五項において準用する同法第百一条の四第二項
第八十一条第八号	第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。） 会社法第八百十條第二項（第三号を除き、同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）	第百三十九条の三第六項 証券取引法第百三十九条の五第五項において準用する同法第百一条の四第二項
	第八百十條第三項（同法第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）	第百三十九条の五第六項

2) 法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合について、法第百四十五条第二項において商業

（新設）

登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六条第一項本文又は第三項本文 同条第四項	証券取引法第三百二十九条の九第一項本文 同条第二項
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第一項	証券取引法第三百二十九条の十二第二項
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	証券取引法第四百三十三条第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項（第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）	証券取引法第三百二十九条の三第五項において準用する同法第一百一条の四第二項
第八十一条第六号	第七百八十九条第三項（同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。） 会社法第八百四条第一項及び第三項	第三百二十九条の三第六項 証券取引法第三百二十九条の十五第一項及び第四項
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項（第三号を除き、同法第八百十三号第二項において準用する場合を含む。）	証券取引法第三百二十九条の五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項又は同法第三百二十九条の十九において準用する同法第三百二十九条の十二第三項
	第八百十条第三項（同法第八百十三号第二項において準用する場合を含む。）	第三百二十九条の五第六項又は同法第三百二十九条の十九の規定により準用する同法第三百二十九条の十二第三項

（証券金融会社の最低資本金の額）

（証券金融会社の最低資本の額）

第十九条の五 (略)

(安定操作取引の場所及び期間)

第二十二條 (略)

2 安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一 有価証券の募集の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合 当該募集に係る会社法第

二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ 優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける

権利を与えて行う募集の場合 当該募集に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定す

る期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 事業の全部又は一部の休止又は廃止

五 十一 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実)

第二十八条の二 法第六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

第十九条の五 (略)

(安定操作取引の場所及び期間)

第二十二條 (略)

2 安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一 有価証券の募集の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ 株主に新株の引受権を与えて行う募集の場合 当該募集に係る商法第二百八十条ノ

五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ 優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資引受権を与えて行

う募集の場合 当該募集に係る優先出資法第六条第五項において準用する商法第二百八

十条ノ五第一項に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ (略)

二 (略)

3・4 (略)

(上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実)

第二十八条 法第六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止

五 十一 (略)

(上場会社等に発生した事実に係る重要事実)

第二十八条の二 法第六十六条第二項第二号ニに規定する政令で定める事実は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

三 免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

- 四 (略)
- 五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産手続開始の申立て等」という。）
- 六 十二 (略)

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十九条 法第百六十六条第二項第五号中に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 三 (略)
- 四 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- 五 七 (略)
- 八 剰余金の配当（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

（上場会社等の子会社に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二 法第百六十六条第二項第六号中に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- 三 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四 十 (略)

（公表措置）

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令

- 四 (略)
- 五 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告（第七号及び第八号並びに第二十九条の二第四号、第六号及び第七号において「破産手続開始の申立て等」という。）
- 六 十二 (略)

（上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十九条 法第百六十六条第二項第五号中に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 三 (略)
- 四 営業又は事業の全部又は一部の休止又は廃止
- 五 七 (略)
- 八 利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配（法第百六十六条第一項に規定する上場会社等が発行する株式であつて、その利益の配当又は金銭の分配が特定の子会社の利益の配当又は商法第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式についての当該特定の子会社に係るものに限る。）

（上場会社等の子会社に発生した事実に係る重要事実）

第二十九条の二 法第百六十六条第二項第六号中に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 営業若しくは事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
- 三 免許の取消し、営業又は事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

四 十 (略)

（公表措置）

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令

で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ〜ハ（略）

2（略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより

で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ〜ハ（略）

2（略）

（公開買付けに準ずる行為）

第三十一条 法第六十六条第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定め

換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。)の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合(自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。)が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

(特定株券等の範囲)

第三十三条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等(同項に規定する「上場等株券等」をいう。)又は上場株券等(法第二十四條の六に規定する「上場株券等」をいう。)の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券(以下「特定株券等」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- 二・三 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三條の五 法第七十二條第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一〇九 (略)
- 十 法第二條第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号に掲げる権利(元本(発生時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)に係るオプションを表示するもの
- 十一・十二 (略)

十三 法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利(元本(発生時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九條 (略)

めるところにより換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。)の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為(以下この条において「買集め行為」という。)とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合(自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。)が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

(特定株券等の範囲)

第三十三条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等(同項に規定する「上場等株券等」をいう。)又は上場株券等(法第二十四條の六に規定する「上場株券等」をいう。)の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券(以下「特定株券等」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
- 二・三 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三條の五 法第七十二條第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一〇九 (略)
- 十 法第二條第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号に掲げる権利(元本(発生時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)に係るオプションを表示するもの
- 十一・十二 (略)

十三 法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利(元本(発生時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九條 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前であつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の第二項及び第四十四条の第三項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいづれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の第三項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の第七項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の第五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の第五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の第五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十九条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二 (略)

三 法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によ

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前であつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の第二項及び第四十四条の第三項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいづれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の第三項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の第七項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の第五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の第五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の第五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項及び第二項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十九条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二 (略)

三 法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による

第四十四条の三 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法
第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限は、資本金の
額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有
価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に關す
るものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該
所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の
者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行
うことを妨げない。

254 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

- 一 (略)
- 二 法第九十八号第一号から第十号まで又は第十八号の罪
- 三 七 (略)

第四十四条の三 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法
第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限は、資本の額
、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価
証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に關す
るものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所
在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者
に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行
うことを妨げない。

254 (略)

(犯則事件の範囲)

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

- 一 (略)
- 二 法第九十八号第一号から第十号まで又は第十九号の罪
- 三 七 (略)